

広島県訓令第1号

本庁
地方機関

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

広島県副知事の担任意務等に関する規程（平成十九年広島県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第一条 一・二（略） 三（略） イ（略） ロ 広島県土地造成事業の設置等に関する 条例（令和四年広島県条例第1号）第五 条第一項の規定により置かれる商工労働 局、企業局及び公安委員会との連絡調整 の事務	第一条 一・二（略） 三（略） イ（略） ロ 企業局及び公安委員会との連絡調整の 事務

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。